

函館市学童保育連絡協議会申し合わせ事項

1. 役員に関する事項（規約 第3章第7条1項）
令和4年度は（2）副会長（4）会計委員は選出しないものとする。
2. 機関に関する事項（規約 第3章第8条）
令和4年度は、（1）役員会は休止とする。
3. 総会に関する事項（規約 第4章第9条）
令和4年度はオンライン（zoom）で総会を実施する。

また、臨時総会については、令和4年度は役員会が休止のため会長と事務局が必要であると判断し幹事会で承認を得られた場合に実施する。

4. 行事に関する事項
令和4年度は、学童保育まつり、学童保育説明会は中止とし、研究交流集会は開催する。

（令和4年6月27日確認）